**平成２１年（フ）第３５０７号**
名古屋市昭和区鶴舞２丁目９番10号　リバパレス鶴舞605号
債務者　山下　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３５３７号**
愛知県小牧市大字岩崎657番地５　キャッスルヒルズ丹羽506号
債務者　中眞重機こと　中村　敦史
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３６２６号**
愛知県瀬戸市熊野町14番地
債務者　河田　明彦
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３６５６号**
名古屋市緑区倉坂1212番地　フェステ菊屋第６　１Ａ号
債務者　十文字幸恵（旧姓馬屋原）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３７４０号**
名古屋市中村区千原町９番31号　千原ロイヤルハイツ５階Ｅ号
債務者　河野　義勝
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３７７７号**
名古屋市千種区千代が丘１番103―305号　千代が丘団地
債務者　鈴木亜以子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第５３５号**
愛知県岡崎市緑丘２丁目10番地15　エントピアヒル301
債務者　西江　幸夫
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第８３８号**
愛知県安城市弁天町１番12号　弁天ビル301
債務者　河村　祐二
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第８６１号**
愛知県みよし市三好丘旭３丁目１番地23　アヴニール三好丘Ｂ棟505号
債務者　田口　慎悟
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第８８２号**
愛知県豊田市桝塚西町北小畔35番地　竹幸荘４号
債務者　内田　祐美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１５号**
愛知県豊田市曙町２丁目77番地　サンライズ須賀105号
債務者　松尾　鈴江
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第４５８号**
岡山県倉敷市白楽町18番地16
債務者　森田　和人
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２１年（フ）第１２０号**
大分県宇佐市大字長洲1491番地の２
債務者　清原　　浩
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成２１年（フ）第１２３号**
北海道紋別郡湧別町芭露206番地
債務者　加藤　久則
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２１年（フ）第１７２１号**
埼玉県志木市下宗岡２丁目８番７―504号
債務者　寺村　信昭
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７５０号**
さいたま市岩槻区加倉２丁目18番１―503号
債務者　小森　彩加
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７７０号**
さいたま市中央区本町西４丁目12番14号　光コーポ102号
債務者　大嶋　幹子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係